

## ○会費の徴収等に関する規定

(昭和39年8月1日)

改正 昭和49年5月23日	平成10年5月28日
平成3年5月31日	平成11年5月28日

定款第11条に定める会費の額及びその徴収方法等を、次のとおりとする。

(会費の額)

第1 会費の額は、会員の区分によりそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 定款第5条第1号の会員については、1口の額を120,000円とし、各会員は原則として5口以上を負担するものとする。
- (2) 定款第5条第2号の会員については、1口の額80,000円とし、各会員は原則として2口以上を負担するものとする。
- (3) 定款第5条第3号の会員については、1口の額を50,000円とし、各会員は1口以上を負担するものとする。ただし、同号(口)の会員については、理事会の定めるところにより会長の承認を得て、1口の半額まで減ずることができる。
- (4) 定款第5条第4号の会員については、1口の額を60,000円とし、各会員は1口以上を負担するものとする。

(徴収の時期及び方法)

第2 会費は、協会から発する納付書により、毎年5月末日までに全額を納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会の定めるところにより会長の承認を得て2回に分納することができる。この場合において分割した会費の納期は、それぞれ、その年の5月末日及び10月末日とする。

(年度途中に加入した会員の会費)

第3 年度途中に加入した場合の会費は、年額の月割計算により徴収するものとする。

(賛助会員の会費)

第4 定款第13条の賛助会員の会費は、次の各号の定めるところにより、各会員は、1口以上を負担するものとする。ただし、理事長の定めるところにより会長の承認を得て1口の半額まで減ずることができる。

- |                              |    |         |
|------------------------------|----|---------|
| (1) 雇用する労働者数が50人以上の事業主その他のもの | 1口 | 50,000円 |
| (2) 雇用する労働者数が50人未満の事業主その他のもの | 1口 | 40,000円 |

2 第2及び第3の規定は前項の賛助会員の会費の徴収に準用する。この場合において、第2中「やむを得ない事情があるときは、理事長の定めるところにより、会長の承認を得て」とあるのは、「第4第1項第2号の規定が適用される賛助会員については、その申し出により」と読み替えるものとする。

(名誉会員及び特別会員の会費)

**第5** 定款第14条の名誉会員及び第15条の特別会員については会費を徴収しない。

**附 則**

この規定は、昭和39年8月1日から適用する。

**附 則** (昭和49年5月23日)

この規定は、昭和50年4月1日から適用する。

**附 則** (平成3年5月31日)

この規定は、平成4年4月1日から適用する。

**附 則** (平成10年5月28日)

この規定は、平成11年4月1日から適用する。

**附 則** (平成11年5月28日)

この規定は、平成11年6月1日から適用する。